平成２２年（フ）第２２５５号
大阪市城東区関目１丁目10番27号　オグラマンション201号室
債務者　溝上　正男
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３４９号
大阪府池田市八王寺１丁目８番103―105号
債務者　木田　裕司
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７５号
大阪府枚方市東藤田町６番10号
債務者　水上由美子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４４０号
大阪市東成区玉津１丁目１番12号　スプリングボード玉造304号
債務者　松原善一こと　蔡　　善一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５５号
大阪府箕面市稲４丁目３番27号、住民票上の住所大阪府箕面市箕面３丁目９番12号
債務者　阿式　桂子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４２号
大阪市西成区橘３丁目12番５号
債務者　石川　剛敏
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６７号
大阪府東大阪市岩田町５丁目12番20―207号　ロイヤルヒルズ
債務者　松山　好三
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７５号
大阪市平野区平野本町２丁目２番３号
債務者　小吉川益枝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９１号
大阪市生野区中川東１丁目２番23号
債務者　佐藤　　文
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０４号
大阪府箕面市瀬川５丁目16番29号
債務者　田中　茂幸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１７号
大阪府寝屋川市点野５丁目６番11号
債務者　吉川　伸彦
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９１号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目５番10号
債務者　岡野　　司
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９２号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目５番10号
債務者　岡野　明美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６３号
大阪市城東区東中浜９丁目３番33号　グランピア緑橋402
債務者　垣内久美子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７８号
大阪府守口市藤田町３丁目28番１号
債務者　山根　　昭
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３４号
大阪府枚方市田口１丁目21番８―11号
債務者　松山　照美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５０号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番５―306号、旧住所大阪府枚方市桜丘町45番３―204号
債務者　岩田　美和（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１０１号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目16番13号
債務者　田中　章博
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部